

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和4年3月13日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「奈良県庁（奈良市登大路町にある事業場）について、令和3年7月1日から9月30日までの間に、労働安全衛生法の規定に基づいて、事業場で選任されている産業医自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和4年3月24日、実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年4月16日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、不開示決定処分の取消しを求める旨の審査請求を行った。

4 諮 問

令和4年5月17日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに行政文書を開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

対象文書が存在しないとする行政処分及び「開示しない理由」の提示は労働安全衛生法及び労働安全衛生規則の規定に違反している状態であるか、又は、行政文書の作成及び記録の観点から不合理である。よって、行政処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに行政文書を開示するとの裁決を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 処分の理由

(1) 文書の特定について

行政文書開示請求のあった、令和3年7月1日から9月30日までの間、産業医による巡視は行っておらず、当該行政文書が存在しないため、不開示とした。

2 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在

審査請求人は、産業医による巡視（以下「本件巡視」という。）が行われているはずであり、本件巡視に関する文書（以下「本件対象文書」という。）が作成されている旨主張しているもので、以下検討する。

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第15条第1項によると、「産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならない。」と定められている。

一方、実施機関は、令和3年7月1日から9月30日までの間（以下「本件対象期間」という。）、産業医による巡視は行っておらず、本件対象文書を作成していなか

った旨説明している。

そこで、本件巡視の実施状況について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、本件対象期間には、本件巡視を行っておらず、それに係る記録も作成していないとのことであった。

また、実施機関によると、職場巡視の実施結果については、県が設置する中央安全衛生委員会で報告しているとのことである。

そこで、当審査会が令和4年5月27日に開催された第69回中央安全衛生委員会の資料を見分したところ、令和3年度は、本件巡視を令和3年10月1日及び10月22日の2回実施しているが、本件対象期間に実施された事実は確認できなかった。

これらのことから、本件対象期間の間、本件巡視を実施したという事実は確認できず、本件開示請求時点において、本件対象文書を作成していないという実施機関の説明については、これを覆すに足りる特段の事情は認められない。

以上のことから、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認せざるを得ないと判断する。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
令和 4年 5月 17日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 4年 11月 11日 (第263回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年 1月 19日 (第264回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 5年 4月 21日 (第265回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
令和 5年 5月 22日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
く ぼ ひる こ 久 保 博 子	奈良女子大学研究院工学系教授 (住生活・住環境学)	会 長 代 理
たか や まさ し 高 谷 政 史	弁護士	
たけ むら と も こ 竹 村 登 茂 子	大阪芸術大学客員教授 (元読売新聞編集局次長)	
の だ たかし 野 田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
はやし あき とも 林 晃 大	近畿大学法学部法律学科教授 (行政法)	